

## 第37号議案

### 「一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例」の概要

#### 1 趣旨

令和2年4月1日施行の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）に伴い発出された「任期付職員の任用等について」（平成30年3月27日総務省通知）の趣旨に鑑み、特別区において、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第4条の規定に基づく任期付職員（以下、「4条任期付職員」という。）の給与の取扱い（初任給および昇給）を任期の定めのない職員と同様の扱いとすることとなった。

これに伴い、条例により4条任期付職員を採用できることとしている区においては、昇給の規定整備を行う必要があり、下記のとおり昇給の取扱いの見直しを行う。

#### 2 改正内容（昇給の取扱い）

【改正前】 実施しない（ただし、人事委員会の承認を得て初任給を決定した場合は昇給可能）。

【改正後】 実施する。

#### 3 施行期日

公布の日

○一般職の任期付職員の採用に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(職員の給与に関する条例の適用除外)</p> <p>第4条 職員の給与に関する条例(昭和26年品川区条例第17号)第6条第2項の規定は、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p> <p>(特別区人事委員会規則への委任)</p> <p>第5条 第2条および第2条の2の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準ならびに採用、退職、任期の更新等に関する手続ならびに任期付職員の職務の級および号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(職員の給与に関する条例の適用除外)</p> <p>第4条 職員の給与に関する条例(昭和26年品川区条例第17号)第6条第2項から第7項までの規定は、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員(特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。))で定める職員を除く。)には適用しない。</p> <p>(人事委員会規則への委任)</p> <p>第5条 第2条および第2条の2の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準ならびに採用、退職、任期の更新等に関する手続ならびに任期付職員の職務の級および号給の特例に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>

○【参考】職員の給与に関する条例(抜粋)

(初任給および昇格昇給等の基準)

第6条 新たに職員となった場合ならびに職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合および一つの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合の給料の基準は人事委員会が定める。

- 2 職員を昇格(職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。)させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。
- 3 職員の昇給は、人事委員会が定める日に、同日前で人事委員会が定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例(昭和27年品川区条例第1号)第5条の2の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給)とする。

8 (略)

9 (略)